

<医師記入用>

登 園 許 可 書

たちばな保育園 園長 様

組

入所児童氏名

病名 「 」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので
登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名

印またはサイン

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎすべての子どもが快適に生活できるように、下記感染症の感染時においては、本許可書の提出をお願いいたします。

感染力のある期間を考慮するとともに、子どもの健康状態が回復し、集団での保育園生活が可能な状態になってからの登園であるようご配慮ください。

* 医師が記入した登園許可書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園の基準
麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風疹	発疹出現の前7日から後7日間くらい。	発疹が消失してから
水痘(みずぼうそう)	発疹出現の1～2日前から痂皮形成まで。	すべての発疹が痂皮化してから
帯状疱疹(ヘルペス)	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日。	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで。
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで。
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状出現した数日間。	主な症状が消え、2日経過してから。
流行性角結膜炎 (はやり目)	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため、結膜炎の症状が消失してから。
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで。	特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで。
腸管出血性大腸菌 感染症 O-157、O-26、O-111等		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの。
ウイルス性胃腸炎 (感染性胃腸炎) ノロ、ロタ、アデノウイルス等	症状がある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが、数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること。
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される。	医師により感染の恐れがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで。

※インフルエンザウイルス・コロナウイルスは別紙「感染症経過報告書」を提出して下さい。